

- ・義肢装具士の免許（根拠規定：義肢装具士法第3条）
- ② 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている方。

■ 介護等の体験の条件

※ 介護等の体験中は、身体への負担も大きいことから、体調不良（骨折・捻挫等を含む）の方、妊娠されている方が体験する際は充分にご留意ください。また、社会福祉施設・特別支援学校の受入体制にも関わりますので事前に大学へご相談ください。

■ 体験を行う学年

2年次生以上であることが必要です。

- ・前期1年次入学生は入学翌年の4月以降の体験になります（事前指導は1年次に受講可）。
- ・後期1年次入学生は入学翌々年の4月以降の体験になります（事前指導は1年次に受講可）。

■ 介護等の体験の事前指導

介護等の体験は、短期間ではありますが、障がい者・高齢者などと直接触れ合うこととなりますので、細心の注意が必要です。本学ではその心構え、基本的事項などについて事前指導を実施し、体験希望者には受講を必修としています。

- ・事前指導は年間2回実施します。いずれか1回を受講してください。事前指導は体験年度の前年度中に受講しておくことが必要です。
- ・事前指導の日程など詳細は「WebTAMA」のカテゴリ「教職関連（実習・介護・求人）」または「玉川通信」に掲載します。
- ・事前指導の受講は在学期間中においてのみ有効です。受講済みであっても介護等の体験を未体験のまま学籍を離れ、再入学した場合にはあらためての受講が必要になります。

■ 体験のための手続き

■ 申込手続き

- ・「介護等の体験」の申込は体験実施の前年度となります。
- ・体験の手続きは希望者からの申込を大学が一括して、社会福祉施設は各都道府県社会福祉協議会に、特別支援学校は各都道府県教育委員会に申請します。個人で申し込むことはできません。

■ 体験期間・施設

申込手続きにより都道府県社会福祉協議会・教育委員会が調整を行い、受け入れ施設・期間が各人に割り振られます。一部の地域では希望施設・期間等の調整を行います。必ずしも希望どおり配当されない場合がありますが、割り当てられた施設・期間で体験を行ってください。

※体験は4月1日から3月31日を一つの年度として運用しています。後期入学生が入学年度翌年の10月1日以降に体験する場合、次年度の継続手続き（学費納入）が必要となります。

■実施の流れ

以下に流れの概要を掲載します。介護等の体験の詳細、事務手続きなどにつきましては、「**介護等の体験手続ガイド**」に掲載します。

《体験実施の前年度》

介護等の体験申込
(詳細は「WebTAMA」のカテゴリ「教職関連(実習・介護・求人)」または「玉川通信」に掲載)

※「体験申込」と「事前指導申込」は別々に手続きが必要です(詳細は「WebTAMA」のカテゴリ「教職関連(実習・介護・求人)」または「玉川通信」に掲載)。



「受付通知」「日誌」(施設/学校)
「体験料振込用紙」受領

※「事前指導」受講は必修です。



体験料の納入

《体験実施年度》

大学より一括申請
(各都道府県社会福祉協議会・教育委員会へ)

※社会福祉協議会へ社会福祉施設の申請を行います。

※教育委員会へ特別支援学校の申請を行います。



大学へ社会福祉施設および特別支援学校の期間決定連絡
(各都道府県社会福祉協議会・教育委員会より)

※決定連絡時期は各都道府県社会福祉協議会・教育委員会によって異なります。



体験先決定通知・受入連絡票受領

※体験先の受入連絡票は、決定通知と一緒に送付される場合と後日送付される場合があります。



事前提出物の提出

※体験先決定通知を受領後、「事前提出物」を体験開始の1ヵ月前までに大学に提出する必要があります。



社会福祉施設で体験5日間実施
特別支援学校で体験2日間実施

事前提出物には証明書類もありますので、期限等も必ず確認の上、計画的に準備してください。



事後提出物の提出

※学生は「日誌」「終了届A・B」「体験証明書コピー」を体験終了後10日以内に大学まで提出ください。

※「体験証明書」(原本)は教員免許申請時に必要な重要書類です。各自で大切に保管してください。紛失した場合、証明書の再発行は受けられません。